平成２６年（フ）第１２０６６号
東京都世田谷区上祖師谷３丁目15―15
債務者　中間　俊秀
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤加奈子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２３号
静岡県富士市久沢２丁目５番３号
債務者　佐野　哲哉
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿崎　博昭
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３５号
三重県南牟婁郡紀宝町成川1022番地１
債務者　南　　由展
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成27年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第１２１４０号
東京都町田市森野２丁目２―46―104
債務者　西本　光治
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　奏
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４５号
東京都調布市国領町３丁目１―38―1603
債務者　伊藤　啓介（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　良徳
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８６号
さいたま市南区大字大谷口2584番地３　ル．プラトー101、旧住所さいたま市南区大字大谷口5211番地　六番館401号
債務者　岸田　康二
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　洋一
4　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１５号
神戸市灘区徳井町３丁目３番12―103号
債務者　魚こころこと　川本　貴司
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６９号
広島市安佐北区可部７丁目19番８号
債務者　林　恵美子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　浩生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８号
高知県宿毛市平田町戸内4772番地１
債務者　谷　美穂子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　久敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４７４号
北九州市戸畑区中原東３丁目13番45―108号
債務者　梶原　清志
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６号
熊本県八代市古閑下町462番地１
債務者　勝田　益博
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第６８号
熊本県水俣市大迫442番地１
債務者　田島　　勇
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３１８号
大分市下郡北３丁目14番10―305号　メゾンドールⅢ
債務者　村上　政文
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５４号
北海道旭川市豊岡３条２丁目１番３号　ファミールＣ102
債務者　古谷　禎浩
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５６号
北海道旭川市南４条通25丁目10番地の86　南４条ハイツ２階５号室
債務者　辻　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８３号
北九州市小倉北区寿山町３番26号　山門アパート２Ｆ４号、前住所北九州市小倉北区寿山町１番60―301号
債務者　成田　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部